

ご案内

桜の木の下で毛虫の糞を見つけたら

ご連絡を

8月中旬になると、桜の木に毛虫(モンクロシヤチホコガ・無毒)が発生します。そのまま放置すると、木全体に毛虫が広がり駆除ができなくなります。

目印は木の下に落ちていた毛虫の糞です。見つけたら道路補修課へご連絡下さい。問道路補修課 ☎724・4458 FAX050・3161・5499

義援金にご協力下さい

日本赤十字社では、「H24・7・12熊本広域大水害義援金」及び「平成24年7月福岡県豪雨災害義援金」を8月31日まで受け付けています。

取扱方法は郵便振替(郵便局窓口での取り扱いの場合は手数料無料)です。受領書の発行をご希望の場合、その旨を通信欄に記入して下さい。

「H24・7・12熊本広域大水害義援金」

口座名義 日赤熊本県支部熊本広域大水害義援金

口座番号 017504112

平成24年7月福岡県豪雨災害

義援金

口座名義 日赤福岡県支部福岡県豪雨災害義援金

口座番号 0176021154

通信欄に「福岡豪雨災害」と明記して下さい。

日本赤十字社東京都支部赤十字社員課 ☎03・5273・6743、町田市福祉総務課 ☎724・2537 FAX050・3101・0928

児童扶養手当を受給中の方、支給停止中の方へ

現況届の提出を

現在、ひとりの親家庭の方等を受給中、または支給停止中の方に、現況届をお送りしましたので、提出をお願いいたします。

現況届を提出されない場合は、8月分(12月振り込み)からの手当が受けられなくなります。

また、受給開始から5年経過した方等には、6月下旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」をお送りしました。

活動発表・測定(骨密度、血管年齢等)・健康体操・講演会等、楽しみながら体験でき、学べるイベントです。

※イベントは町田市介護予防手帳のスタンプ対象となりません。参加の際には同手帳をお持ち下さい。お持ちでない方にはイベント当日お渡しします(スタンプを20個・50個集めた方には景品有り)。

問 高齢者福祉課 ☎724・2146 FAX050・3101・6180

りました。提出されていない方は、現況届と一緒に提出して下さい。提出がない場合や提出が遅れた場合は、8月分からの手当が2分の1に減額されます。

※現況届の右上に記載された必要書類を添付して、8月31日までに直接子ども総務課へ。

※用紙が届いていない方は、子ども総務課へご連絡下さい。

※各市民センターでの受け付けは行いません。

問 子ども総務課 ☎724・2143 FAX050・3101・8377

保存食を活用しよう

調理従事者研修会

市内の飲食店で働く方に、調理従事者研修会を開催します。現況届を提出された方は、8月分(12月振り込み)からの手当が受けられなくなります。

場 町田市保健所 ②町田調理師専門学校第一校舎

①講話「保存食の活用術」②講話「食品の安全・安心に関するトピックス」③講話と調理実習

日 ①10月1日、②11月5日、③12月3日、いずれも月曜日 午前9時30分～午後0時30分

場 町田ドライビングスクール

※町田ドライビングスクールの送迎バスが利用できません。送迎バスのルート、時間についてはお問い合わせください。

習「保存食を使ったお手軽レシピ」

講 ①家庭料理研究家・黒田民子氏、町田市保健所食品衛生監視員 ②町田調理師専門学校・山口晃氏

定 各40人(申し込み順)

費 ①無料 ②600円(実習材料費)

申 電話で保健企画課(☎724・4241)へ。FAXでのお問い合わせは ☎050・3101・8202 へ。

認知症サポーター養成講座

認知症の方やその家族の気持ちを理解して支え、住み慣れた地域で暮らしていけるような社会を作るお手伝いをしませんか。養成講座を受講した方には、認知症サポーターが身に付けるオンラインリンクを差し上げます。

対 市内在住、在勤、在学の方

日 9月13日(木) 午後2時～3時

場 町田ドライビングスクール

定 各25人(申し込み順)

申 ①9月14日まで ②10月19日まで ③11月16日までに、電話で交通安全課へ。

問 交通安全課 ☎724・1136 FAX050・3160・8039

3時30分 場 堺市民センター

定 120人(申し込み順)

申 8月11日正午～9月11日に電話でイベントダイヤル(☎724・5656)へ。

問 高齢者福祉課 ☎724・2140 FAX050・3101・6180

産業見本市出展事業補助 二次募集

市では、産業見本市に出展する中小企業者に、出展料の一部を補助し、「ものづくり産業」の支援・育成に努めています。対 9月1日から2013年3月31日に開催される国、地方

公共団体が主催・共催・後援等をする、市外で行われる市内の見本市に出展する事業(販売を主な目的としないものに限り)

内 会場使用料の2分の1を補助(20万円を上限)

※申し込み多数の場合は予算の範囲内であん分します。

※今年度、既にこの補助金を申請している場合は対象外です。

申 込期間 8月13日～31日

※特許権・実用新案権の取得支援も引き続き行っています。

問 産業観光課 ☎724・2129 FAX050・3101・9615

障がいのある方へ

問 障がい福祉課 ☎724・2136 FAX050・3101・1653

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・重度心身障害者手当を受給している方へ

現況届の提出を

現在手当を受給している方は現況届を提出して下さい。提出されない場合は、8月分以降(重度心身障害者手当は11月分以降)の手当が受けられなくなります。

対象となる方には、現況届の用紙をお送りしました。期日までに障がい福祉課へ提出して下さい(用紙が届いていない方はお問い合わせを)。

※心身障害者福祉手当は、現況届の提出は不要です。

更新します

心身障害者医療費助成制度(受給者証)更新します

重度障がい者(身体障害者手帳1・2級、内部障がい3級も含む)、愛の手帳1・2度)の方を対象とした受給者証の更新が行われます(所得制限額を超える方「左表参照」、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保

者)の方を対象として受給者証の更新が行われます(所得制限額を超える方「左表参照」、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保

者)の方を対象として受給者証の更新が行われます(所得制限額を超える方「左表参照」、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保

者)の方を対象として受給者証の更新が行われます(所得制限額を超える方「左表参照」、65歳以上で初めて申請する方、後期高齢者医療被保

所得制限基準額表

※基準額を超える方は対象外です。20歳未満の方は、国民健康保険の世帯主、または社会保険の被保険者の所得です。20歳以上の方は、障がい者本人の所得です。

問 障がい福祉課 ☎724・2136 FAX050・3101・1653

問 交通安全課 ☎724・1136 FAX050・3160・8039

問 児童扶養手当 ☎724・2143 FAX050・3101・8377

問 高齢者福祉課 ☎724・2146 FAX050・3101・6180

問 介護予防月間 ☎724・2146 FAX050・3101・6180



今年度のパンフレットの表紙です

町田市介護予防月間2012(9月30日～10月31日)のポスターが決定。パンフレットを配布しています。

今年度のパンフレットの表紙です

今年度のパンフレットの表紙です